

近未来技術等関連産業調査業務委託 仕様書

1 目的

「未来社会の実験場」のコンセプトのもとに開催される大阪・関西万博では、様々な近未来技術の社会実装へ向けた動きが加速することが期待される。

そこで、滋賀県では「滋賀県産業振興ビジョン 2030」で具体的な目指す姿としている技術革新や生産性向上によるイノベーティブなビジネスモデルが次々と展開され、新たな価値が創出される滋賀を形作っていくため、万博を好機として近未来技術の更なる振興を図り、もって本県産業および経済の発展を目指していくこととしている。

本業務では、国の動向や県の計画・戦略等を踏まえ、近未来技術等関連産業にかかるイノベーションの促進と当該産業の本県での集積・成長促進に向けて、県内外の近未来技術等を発掘・分析し、当該近未来技術シーズの革新性や有用性、波及効果等について評価検討するとともに、その育成のための情報を整理する。

本業務は滋賀県を支える将来（2040年頃を想定）の基幹産業となり得るような、産業・社会構造の変革をもたらす近未来技術を発掘・育成していくための基礎調査として位置づけられるものであり、受託者には今後の情勢変化にも耐えうる精緻な分析・調査結果を期待する。

2 業務の名称

近未来技術等関連産業調査業務

3 業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 調査の概要およびイメージ

(1) 調査の概要

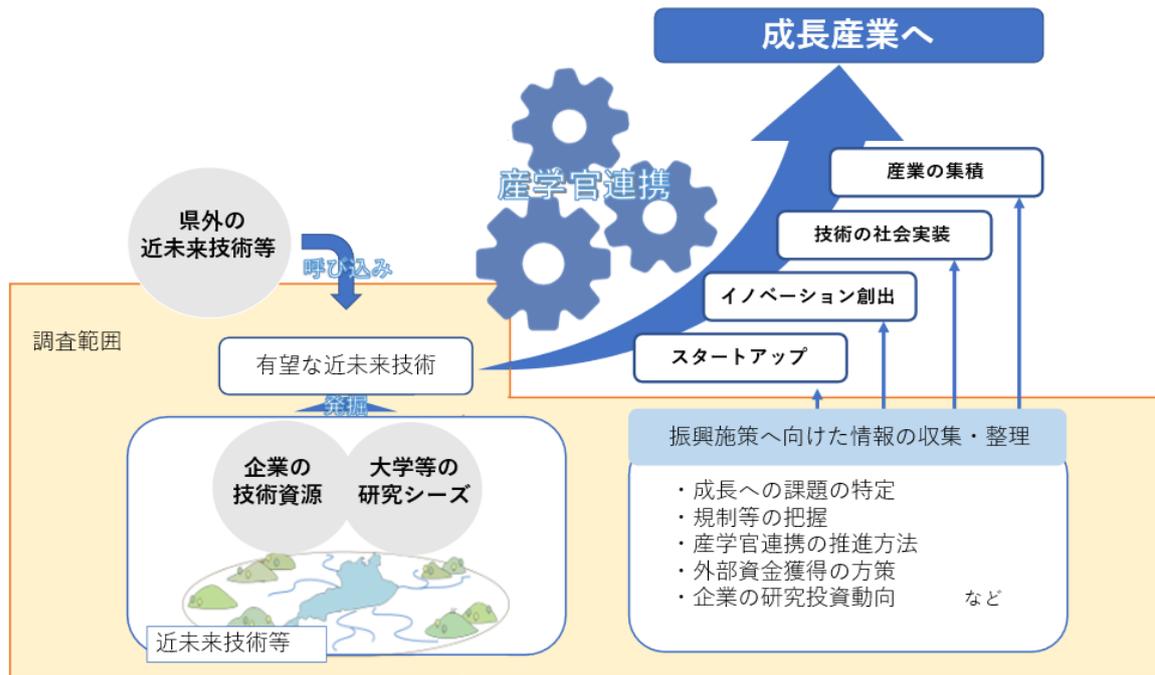
本調査は、滋賀県を支える多様な産業の創出やCO₂ネットゼロ社会の実現に向け、県内外の近未来技術シーズを発掘・分析するとともに、その評価と育成のための情報を整理・公表することにより、県内企業・大学等の先駆的な技術開発や国の競争的資金の獲得等を促し、もってスタートアップ創出、第二創業、イノベーション創出、社会実装、産業集積につなげようとするもの。

(2) 調査対象とする技術分野

GXに関連する技術

(特に電子部品・半導体、新モビリティ、蓄電池、宇宙産業等の分野を想定)

(3) 調査のイメージ



5 委託業務の内容

受託者は、以下の業務を実施する。

(1) 県内の近未来技術シーズの発掘

受託者は、近未来技術に対する県内の企業、大学等の技術シーズをヒアリング等により発掘・収集し、近未来技術のロングリストを作成する。本ロングリストに記載する近未来技術シーズはGXに関連する技術に限定しない。発掘・収集の対象は、企業や大学等が単独で開発等する技術に加え、産学官連携（産官連携・産学連携を含む）により開発等された技術を対象とする。受託者は、このロングリストについて9月30日（月）までに中間報告を行う。発掘にあたっては以下の点に留意すること。

- A 近未来技術の発掘は、国の戦略や政策の動向に加え、県の「滋賀県産業振興ビジョン 2030」、「滋賀県産業立地戦略」、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」およびその他計画、調査を踏まえて実施すること。
- B 県内大学・企業等が持つ近未来技術を発掘する手法については、提案に基づき協議の上決定する。
- C 発掘に際しては、受託者に過去5年間に県が支援した企業のリスト等を提供するので、その調査、評価を行いロングリストに記載すること。
- D 特に、過去5年間（進行中のものを含む）に県内の企業や大学等が産学官

連携（産官連携・産学連携を含む）により開発等を行う技術を調査し、ロングリストに記載すること。

E 過去5年間に国やNEDO等の国の関連組織等の競争的資金等の支援を得た県内の企業・大学等が持つ技術は網羅的に調査すること。

F ロングリストには、企業名、企業の基本情報、技術の名称と概要、産学官等の連携の事例かどうかとその連携の相手方、技術の現在のステージ（社会実装しているか、特許等の知財の状況など）、競争的資金等の支援を受けたものであればその年次などの基本的な情報を記載すること。

(2) 県内の近未来技術シーズの評価・分析

受託者は、(1)で発掘した近未来技術について、その成熟度、有用性、他の技術との関係性などから整理・分析し、GXに関連する3つ以上の分野に絞り込んだ技術ミドルリストの作成と、県が支援すべき特に有望な技術シーズ群3件以上の特定（ショートリスト化）を行う。

分析にあたっては以下の点に留意すること。

A ミドルリスト作成にあたっては、(1)で発掘した県内大学・企業等が持つ近未来技術について、その現状および将来性予測、ビジネスへのインパクト、CO₂削減効果等について検討評価し、有望な技術を特定すること。

B 現状および将来性予測については、ターゲット市場、ビジネスの潜在的な市場規模、競合技術等を国内外の情報、トレンドを基に分析すること。

C 有望性の指標のひとつとして、国の戦略や政策の動向、県の「滋賀県産業振興ビジョン2030」、「滋賀県産業立地戦略」、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」およびその他計画等との整合性を検討すること。

D 発掘した近未来技術が技術的に当該産業のどのような位置を占めるものか、他の技術との相対的な関係性について図示等により示すこと。

F 特に有望な技術シーズ群については、そのシーズを基にした具体的なビジネスの可能性について検討し、そのビジネスのイメージを示すこと。

G 対象とする分野、分析に係る指標、整理に係る基準などについては、提案に基づき協議の上決定する。

(3) 県外から呼び込むべき近未来技術シーズの探索

受託者は、本県の地理的条件や既存産業に加え(2)で検討した県内の近未来技術シーズと相乗効果のある県外の近未来技術を探査し、呼び込むべき候補企業の属性を検討し、主な候補企業のリストを作成する。

探索およびリスト化にあたっては以下の点に留意すること。

- A リストの前提資料として（2）で特定した特に有望な技術シーズ群に対し、それぞれ相乗効果のある呼び込むべき候補企業の属性を示すこと。
- B 呼び込むべき候補企業について、（2）Aと同様に県外の企業、大学が持つ近未来技術を探索し、その現状および将来性予測、CO₂削減効果について検討評価してリストアップすること。
- C （2）Dと同様に、本業務で探索した近未来技術についても、産業のどのような位置を占めるものか図示すること。
- D 候補企業リストに掲載した企業、大学等について（2）で特定した分野ごとに2社以上にヒアリングを行い、県内企業等との連携や、滋賀県への進出の可能性を調査すること。
- E 調査範囲には海外も含む。ただし、国内を主として差し支えない。
- G 対象とする分野、分析に係る指標、整理に係る基準などについては、提案に基づき協議の上決定する。

(4) 成長産業化への課題と解決手法の整理

受託者は、近未来技術の社会実装および成長産業化に向けた課題と、その解決手法を整理する。その整理にあたっては以下の点に留意すること。なお、受託者は、中間報告として9月30日（月）までに以下A~Fにおける一般的な解決手法についてまとめた資料を作成する。

- A 近未来技術の社会実装および成長産業化に向けた一般的課題に加え、（2）で特定した近未来技術の社会実装にかかる規制やステークホルダーの有無などの具体的な課題の情報を検討、整理すること。
- B 解決手法については、技術的な解決手法に加え、社会的・政策的な解決手法についても検討を行い、（2）で特定した近未来技術の社会実装および成長産業化に向けた施策の方向性について提案すること。
- C 解決手法の一つとして海外を含む県内外の企業・大学等とのパートナーシップや産学官の協力・連携関係の可能性について検討し、その相乗効果も含め情報を整理すること。
- D 解決手法の一つとして、支援機関等が活用可能な形式で国や国際機関等の補助金・奨励金制度等の競争的資金の情報を整理すること。この情報は一般的な情報に加え、こうした競争的資金の獲得に向けた支援施策についても検討すること。調査範囲は国内を主として差し支えない。
- E 解決手法の一つとして、県内のインキュベーション施設について検討を加え、近未来技術シーズを社会実装まで切れ目なく支援するために必要な取組について提案すること。

F 解決手法の一つとして新ルールの創設、規制緩和について検討、整理する場合、そのメリットだけでなくデメリットについても検討し、さらに新たなルールの創設、規制緩和に係る他の事例、手法、規制緩和にかかる県の役割などについても検討を加えること。

G 課題および解決手法の整理方法は、提案に基づき協議の上決定する。

(5) 企業の動向調査等

受託者は、企業、大学等へ向けたアンケート調査やヒアリング、勉強会、研究会などの手法により、滋賀県の今後のイノベーション振興のための施策の方針を検討するために(1)、(2)、(3)、(4)の調査で得た情報をさらに検討し、分析を加える。また、本調査業務の目的を達成するために必要となる関連情報について整理する。

その分析・整理にあたっては以下の点に留意すること。

A エコシステムの構築や産業集積を目指す観点から、(2)で特定した技術を持つ企業だけでなく、関連産業の県内企業、大学がこうした近未来技術の開発や投資等に参画していく意向があるかを調査すること。

B (1)、(2)、(3)、(4)の調査で得た情報について、受託者だけでなく外部の専門家の知見・意見を聴取すること。

C 調査手法については、提案に基づき協議の上決定する。

D 検討分析の手法として研究会、勉強会などの会議を実施する場合、会場については予算の範囲内で県が費用負担をして差し支えない。

(6) 委託業務報告書の作成、デザイン

受託者は、成果物として上記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の調査結果、およびそれを総合的にまとめた報告書を作成する。報告書は公開版と非公開版の2種類を作成し、公開版については和文で県民、企業、支援機関に向けてわかりやすいデザインとする。

この公開版はA4判カラー(20ページ程度)で2,000部を納品すること。また、データを、以下の形式で納品すること。

・PDF形式(完全版下原稿)

・イラストレータ形式、またはワード、エクセル、パワーポイント形式など委託者が編集可能なデータ形式

(7) その他および追加提案

受託者は、上記以外の本調査業務実施に付随する業務、および受託者が創意工夫により予算の範囲内で提案した追加の業務を実施する。

6 業務の内容全般に係る留意事項

- (1) 受託者は、本調査が企業、大学等の先駆的・先導的な取組を創出するための基礎的な情報を整理・提示するものとなるよう本業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務を通じCO₂ネットゼロ社会の実現、万博の機運醸成が図られるよう留意すること。
- (3) 本調査業務は、モノづくり産業にかかる技術を主対象として想定しているが、その他の分野の技術を対象としても差し支えない。
- (4) 本調査業務は、既存の計画・戦略等を踏まえて実施するが、そうした計画・戦略等が想定外としている新領域の技術についても対象とすること。
- (5) 本調査業務では、現在の類似技術の延長線上の改良・漸進的進展の技術のみならず、非連続的な革新的技術についても対象とすること。
- (6) 本調査業務では、将来的に有望な技術となり得るものであれば、近未来技術とは言えない既存の技術やニッチな技術についても対象とすること。
- (7) 受託者は連絡調整担当者を1名以上置き、委託期間を通じ本業務の連絡調整を行うとともに、委託者からの相談に対応すること。また各月に1回以上調査状況の進捗について資料を基に報告すること。
- (8) 受託者は、必要に応じ委託期間中に行われる本調査業務に係る説明会、講演等の対応を、本調査業務の一環として予算の範囲内で実施すること。
- (9) 報告書等の各成果物については、今後の基礎調査として活用するため一覧性や読みやすさ、本県による更新性などについて特に配慮すること。

7 機密保持・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、この業務の実施に当たって取り扱う企業情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4) 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は本業務以外に使用しないこと。また、この資料、データ等は業務終了までに県に返却すること。
- (5) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

- (6) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに委託者と業務の進め方などについて打合せを行うものとする。
- (2) 委託者は、本業務の遂行に当たり、滋賀県内外の企業に係る必要な情報を可能な限り貸与する。
- (3) 本調査業務の詳細な内容は、本仕様書に基づき受託者が提案を行い、委託者と協議の上決定する。受託者は、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い業務を進めること。
- (4) 委託者は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) その他業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 本事業に付随して必要となる経費（旅費、専門家謝金、印刷製本費等）は、受託者が負担するものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱いについては、事前に委託者と協議を行うこと。
- (7) 本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。
なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。